

こころの健康相談統一ダイヤルの広報についてのお願い

長野県精神保健福祉センター

自殺予防を目的とした標記ダイヤルについては、広報誌、リーフレット等で多くの住民の方に周知頂きありがとうございます。記載に関して問い合わせも頂いておりますが、御利用頂く方に対してより適切な案内をしていただくために、注意していただきたい事項について、記載いたしましたので広報等作成の折に参考として下さい。

【こころの健康相談統一ダイヤルとは】

平成20年9月10日から、自殺対策大綱に基づき、①自殺の危機が高まっている人に対して、話を聞くことで自殺念慮を軽減又は回避できるようにする、②具体的な自殺の危機介入を受けられるような方向付けをすることを目的としています。

【運用の基本】

- ① 自殺予防相談を優先すること。
- ② 自殺関連以外、また、緊急でない場合はセンターの電話相談を紹介すること。
- ③ 主治医のいる方は主治医への再相談を勧めること。
- ④ 可能な限り、市町村精神保健担当部署等の地域支援者へつなぐこと。

【対象者】

- ① 消えてしまいたい等、自殺に傾いている方
- ② 家族や知人から死にたいと訴えられている方
- ③ 身内が自死して悲嘆している方

【広報記載方法】

※広報の際は、誤解を招かないよう対象者、相談内容に関する標記をしてください。

※原則①を使用してください。紙面の関係等でやむを得ない場合のみ、②、③を使用してください（使用優先順位は、①>②>③です）。

①自殺予防のための相談

“消えてしまいたい” “家族や知人に死にたいと訴える人がいる” “身内が自死してつらくてどうしようもない”などの自殺に関する相談をお受けしています。

こころの健康相談統一ダイヤル 0570-064-556

平日（祝日・年末年始を除く）午前9時30分～午後4時

午後6時30分～午後10時30分（受付は午後10時まで）

②『死にたい・消えてしまいたい』本人や周りの人、自死遺族等からの相談

（以下、①と同様）

③自殺や自死（遺族等）に関する相談

（以下、①と同様）

記載方法に則っている場合、掲載にあたり当センターへの事前連絡は不要です。電話番号の表記に間違いがあり、間違い電話となってしまうと相談者が混乱してしまうことがありますので、十分確認の上印刷・ホームページ等への掲載をしてください。

所属で事前確認が必要、表現等について相談したい場合には、当センターへFAXやメール等でお問合せください。